

小牧市議会議案第96号

新図書館建設計画を白紙にすることに関する住民投票条例について

地方自治法第74条第1項の規定による上記の条例制定の請求があり、これを受理したので、同条第3項の規定により意見を付して議会に付議する。

平成27年9月1日提出

小牧市長 山下 史守朗

提出理由

この案を提出するのは、地方自治法に基づく条例の制定の請求を受理したので、意見を付して付議するため必要があるからである。

新図書館建設計画を白紙にすることに関する住民投票条例案

(目的)

第1条 この条例は、市議会で議決された新図書館建設計画(以下「新図書館建設計画」という。)を白紙にすることについて、市民の意思を明らかにするための住民投票を行い、市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

(住民投票の実施)

第2条 住民投票は、次のとおり実施する。

- (1) 住民投票に付する事項は、新図書館建設計画を白紙にすることに関し、市民の意思を明らかにするため、市民による投票(以下「住民投票」という。)を行う。
- (2) 住民投票は、市民の意思が正しく反映されるものでなければならない。この条例の解釈及び運用は、市民の意見表明の自由を保障すると共に、市民の意思形成の機会拡大に資するよう、これを行わなければならない。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、協議によりその権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を、小牧市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)に委任するものとする。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日(以下「投票日」という。)は、この条例の施行の日から60日以内に執行するものとする。

(投票の資格者)

第5条 住民投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第21条第1項に規定する選挙人名簿に登録される資格を有するものとする。

(投票の方法)

第6条 住民投票は秘密投票とし、1人1票とする。

2 住民投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、新図書館建設計画を白紙にすることに賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは反対欄に、自ら○の記号を記載して、投票箱に入れなければならない。

3 前項に規定する○の記号の記載方法は、○の記号を自書する方法によるものとする。

4 前項の規定に関わらず、心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、投票管理者に申し立て代理投票をさせることができる。

5 点字による投票の方法は、別に定める。

(情報公開)

第7条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、市民が適切な情報に基づいて判断できるよう必要な情報提供を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に留意しなければならない。

3 選挙管理委員会は、住民投票を実施するに当たって、住民投票広報の発行、住民投票広報広告の掲載その他の投票資格者が賛否を判断するのに必要な広報活動を行うと共に、投票条件に関わる情報の公開、提供に努めなければならない。

4 選挙管理委員会は、前項の広報活動及び情報の公開、提供に際しては、投票案件に対する賛成意見及び反対意見を公平かつ中立に扱うよう留意しなければならない。

(住民投票運動)

第8条 住民投票運動は自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

(投票及び開票)

第9条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人その他の住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、規則で定めるほか、公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)の規定の例による。

(住民投票結果の告示等)

第10条 選挙管理委員会は、開票を行い投票結果が確定したときは、直ちにこれを公表すると共に、当該公表の内容を市長及び市議会に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第11条 市長及び市議会は住民投票の結果を尊重しなければならない。この場合において、投票した者の賛否いずれか過半数の結果の重みを斟酌しなければならない。

(規則への委任等)

第12条 この条例に定めるもののほか、住民投票の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、住民投票の実施の日の翌日から起算して90日を経過した後に、その効力を失う。

意見書

平成27年8月31日、地方自治法第74条第1項の規定により、法定署名数2,362人を上回る5,713人の連署をもって、新図書館建設計画を白紙にすることに関する住民投票条例制定の直接請求がありましたので、同条第3項の規定により、以下のとおり意見を申し述べます。

まず、本市の新図書館建設について、市の基本的な考え方を申し上げます。

現在の市立図書館は、昭和53年1月に開館して以来、市民の資料や情報に対する求めに応じ、多種多様な資料の収集と市民への情報提供サービスを行い、市民の文化、教養、実用、調査研究等、生涯にわたる学習活動を積極的に支援し、市民の心豊かな生活と交流の実現を図ってきました。

しかし、雨漏りなど施設の老朽化が進んでいるほか、収蔵スペースの限界や閲覧席数が少ないといった問題があり、平成20年以前より新図書館建設の必要性が議論されてきました。そのため、新図書館建設は、現図書館のこうした問題に対応するとともに、小牧駅前の市有地に建設することで利用者の利便性向上を図り、さらに駅前に相応しい新たな付加価値を備えた魅力ある図書館とすることで、利用者の増加や中心市街地の賑わい創出にもつながることを期待し、建設を進めることとしたものです。

また、駅前に相応しい新たな付加価値と魅力を備えるためには、民間活力の導入が非常に有効な手段であることから、新図書館建設事業については、官民パートナーシップの取組として、新図書館の設計段階から市及び設計業者にアドバイス支援を行う連携民間事業者を公募して図書館づくりを進めているほか、民間事業者のノウハウや柔軟な企業経営力を最大限に活用できる指定管理者制度を導入することとして事業を進めているものであります。また、この件につきましては、市議会の議決をいただいております。

本市が目指す新図書館は、アクセスしやすい小牧駅西に立地し、広く開放的な空間の中で、従来よりも多くの図書資料を備えるなど快適な利用環境を整備するほか、開館日数や開館時間の延長により、利用者の利便性の向上を図り、更に、本と人、人ととの出会いの場という図書館の本質を基本に、民間のノウハウやアイデアを活用しながら、若者や社会人など今まであまり図書館に親しみがなかった人々をも惹きつける、時代のニーズ

に合った図書館としています。

また、小牧駅前の新たなシンボルとしての求心力を備えた魅力ある図書館、遠くからでも行ってみたいと思われる図書館、また来たいと思われる居心地のよい図書館とすることで、多くの市民に永く愛され、また市民の誇りとなるような図書館としていきたいと考えています。

そして、こうした図書館の目指す姿を実現し、多くの利用者に来館いただくことにより、中心市街地の賑わい創出につながっていくことを期待しています。

次に、これまでの経緯について申し上げます。

新図書館の建設につきましては、平成19年度に策定された「小牧駅周辺整備計画」を受け、平成20年9月2日に開催されました文教委員会協議会において「新図書館の建設位置は、小牧駅西のA街区」として合意され、同年9月25日に開催された教育委員会において「新図書館の建設位置は、A街区」と議決されたものであります。また、平成20年度にパブリックコメントを経て策定された「新小牧市立図書館建設基本計画書」においても、「新図書館の建設位置は、A街区」として策定されたものであります。

しかしながら、その後、平成22年6月にラピオにおいて複数テナントの退店問題が発生し、その対策として新図書館をラピオに導入してはどうかとの議論があり、平成23年1月20日に開催された小牧駅周辺活性化特別委員会においては、「ラピオの空床に入るべき施設は、図書館である」と結論づけがされました。

そして、その後、同年2月の私の市長就任に伴い、新図書館の建設及びラピオの再構築については、ゼロベースから見直すことといたしました。その後、鋭意検討した結果、ラピオについては、第一義的に商業ビルであることから、空床部分には商業施設を誘致することとし、ラピオビルの再生を図ってまいりました。こうした中で、新図書館については、当初の計画通りA街区に建設する方向で検討を進めることとしました。

また、A街区に建設する施設については、当初、図書館を含む複合施設が計画されていましたが、真に必要な機能の絞込みを進める中で、近年、他の自治体において、民間活力を導入した図書館の事例などが見受けられましたので、本市においても、そうした官民連携による図書館建設の可能

性について検討を進めてまいりました。そして、合わせて中心市街地の賑わいも創出する観点に立ち鋭意検討した結果、図書館を中心とする施設とし、民間の知恵を入れて、図書館利用者の増加や中心市街地の活性化に結びつく機能に絞った、すなわち付加価値の高い図書館を建設する方向性を提示させていただいたものであります。

そして、平成26年4月21日開催の図書館協議会、同年5月21日開催の定例教育委員会で、それぞれご理解をいただいた上で、同年6月の市議会において、「小牧市立図書館の設置及び管理に関する条例」の改正議案を諮り、議決をいただき、事業を進めてきたものであります。

また、市民に対しては、議会審議の公開はもとより、新図書館建設の検討状況については逐一、ホームページでお知らせするとともに、タウンミーティング等において、新図書館建設について質問があった際には回答するなど、真摯に対応してまいりました。

以上のように、新図書館建設は、これまでに紆余曲折はありましたが、A街区への民間活力を活用した新図書館の建設に関する予算及び指定管理者制度の導入については、議会においても必要な議案を認めていただくなど、ご理解をいただきながら、適正な手続きにより進めてきたものであります。

こうした経過を踏まえ、平成26年8月に新図書館の基本設計にあたり、市及び設計業者に将来の指定管理者の視点でアドバイスを行う連携民間事業者として、公募型プロポーザル方式により、「C C C・T R C 共同事業体」を決定しました。また、平成27年1月には、図書館の設計者として、同じく公募型プロポーザル方式により、「株式会社日建設計 名古屋オフィス」を決定し、基本設計に着手をいたしました。

そして、本年7月後半には、基本設計の素案の段階で、市議会議員、教育委員会委員をはじめ、建設検討会議、図書館協議会、図書館ボランティアの皆様からもご意見をお聴きした上で、基本設計案を取りまとめ、その設計案を基に、現在パブリックコメントを実施しているところであります、幅広く市民の皆様の意見をお聴きしながら、最終的に基本設計をまとめていきたいと考えています。

次に、本住民投票条例案について意見を申し上げます。

まず、条例案第1条には、「市民の意思を明らかにするための住民投票

を行い、「市政の民主的かつ健全な運営を図ること」を目的としていますが、新図書館建設については、これまでの経緯において述べたとおり、議会においても必要な議案を認めていただくななど、ご理解をいただきながら、適正な手続きにより進めてきたものであり、正に「民主的かつ健全」に図書館建設事業を進めてきたものと考えており、第1条に規定された条例制定の目的自体が適切でないと考えます。

また、第1条では「市議会で議決された新図書館建設計画を白紙にする」ことに関して、住民投票を行うと規定していることから、市民の代表である市議会のこれまでの議決を否定しようとするものであります。

次に第5条において、投票の資格者を「公職選挙法第21条第1項に規定する選挙人名簿に登録される資格を有するものとする」と規定しています。すなわち、投票資格の範囲は、20歳以上ということになりますが、図書館は、多くの若者も利用する施設です。したがって、もし図書館について住民投票を行うならば、20歳未満の市民も参加できるようにすべきと考えます。

次に、第6条第2項において、「白紙にすることに賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは反対欄に、自ら○の記号を記載」と規定されており、賛成と反対の選択肢が示されています。

しかし、これらの表記だけでは、「白紙」の理解が市民によって様々とは思いますが、多くの市民は、図書館建設事業のこれまでの経過の全てを無かったことになると理解すると思われます。仮にそうだとすれば、あまりに乱暴に過ぎる条例案であると考えます。

また、「白紙」に賛成か反対かに○を記載することとなると、新図書館建設に賛成か反対かと誤って記載してしまうことも想定されます。もし、そうなると全く正反対の意思を示したことになることから、投票者の本当の意思が反映されない結果を生じる恐れが考えられます。選択肢は誰もが誤解を生ずることなく、理解できるものでなければならぬと考えます。

次に、本条例案には、住民投票の成立要件に重要な投票率に関する規定がありません。条例案第1条には、「市民の意思を明らかにするための住民投票を行い」とし、第11条には、「市長及び市議会は住民投票の結果を尊重しなければならない」と規定していることを合わせて考えますと、どれだけの市民の投票行動を得て市民の声を聴いたと考えるのか、住民投票が成立する要件として、最低投票率に関する規定を設ける必要があると

考えます。

次に、本請求の要旨について、事実認識の相違及び意見の相違が7点認められますので、意見を申し上げます。

1点目として、まず、請求の要旨では、『2009年に「新小牧市立図書館建設基本計画書」が策定され、2010年に駅前の再開発ビル「ラピオ」の空床が問題となり、2011年「新図書館をラピオ内に」と発表。』とあります。この内容は正確ではありません。

まず、2009年（平成21年）に策定された「新小牧市立図書館建設基本計画書」では、建設場所はA街区とされていました。また、『2011年「新図書館をラピオ内に」と発表』は、正確には、2011年（平成23年）に開催された市議会小牧駅周辺活性化特別委員会において、委員会としてラピオの空床に入れるべき施設は図書館とすることを結論とされたということであり、この時点で、市の決定事項として発表には至っていません。

2点目として、『2014年4月13日、市公民館で開催された「市民と市長のタウンミーティング～市長と話してみませんか？」で、山下市長は「図書館問題はまだ白紙です」と市民に答えながら』とあります。

しかし、4月13日開催のタウンミーティングにおける新図書館に関する質問に対しましては、私は「A街区に図書館機能を中心とする市の公共施設を建設していくという方向性で進んでいることは間違いありません。その上で、従来型の図書館ではなく、中心市街地の活性化にも資するような、裾野を広げるような新しい図書館ができるのかということを検討しています。なお、予算については、まだ設計をしていないため、白紙です」と回答しております。この記述は事実と異なる内容であります。

3点目として、『同年4月26日に「A街区に『武雄市モデル』の新図書館建設」と、突然の新聞発表があり、そして、6月議会には、関連議案の超スピード提案・可決と今日に至っています。』とあります。

新図書館の建設方針についての市議会への報告は、4月25日に行ってますが、この方針決定に至るまでには、市議会においても新図書館に関し数多くのご質問やご意見をいただき、その都度、市の検討状況等を回答させていただいております。具体的には、平成25年9月の市議会におい

ては、A街区に建設予定の図書館を含めた複合施設について、多くの機能を集約することのみを目的とせず、機能同士の相乗効果や波及効果などを十分に検討し整理していく考えであるとお答えさせていただいております。また、平成26年3月の市議会においては、図書館利用者の裾野を広げられるような姿をイメージしつつ、中心市街地の魅力を高めることができる整備手法として官民連携による手法を検討していることについてお答えさせていただいております。

こうした経過を踏まえ、平成26年6月の市議会においては、新図書館建設に向けた必要な手続きとして、指定管理者制度導入のための「小牧市立図書館の設置及び管理に関する条例」の改正と補正予算の2議案を適正な手続きに則って提案させていただき、議会での審議を経てそれをお認めいただいたものです。また、これまでの市議会におきましても、多くの議員から、できる限り速やかに新図書館の整備に着手してほしいとの意見をいただいております。

4点目として、『どこで市民の意見を聞いたのか疑問が一杯です』とあります。

しかしながら、私は、新図書館の建設につきましては、平成23年2月の市長選挙でお約束したとおり、市民の意見を聞くことなく進められていたラピオへの導入を見直し、基本的には、市民アンケートやパブリックコメントなど多くの市民の声を聴いて平成21年3月に策定された「新小牧市立図書館建設基本計画」を踏まえながら、これまで進めてまいりました。

繰り返しになりますが、この基本計画において、新図書館の建設位置はA街区とされております。したがって、市民の意見を聞いていないということはないと考えています。

また一部、「新小牧市立図書館建設基本計画」では直営としていた管理運営について、指定管理者制度の導入ということに見直しましたが、このことについては、平成26年4月21日開催の図書館協議会、同年5月21日開催の定例教育委員会で、それぞれご理解をいただいた上で、同年6月の市議会において、「小牧市立図書館の設置及び管理に関する条例」の改正議案を諮り、議決をいただいたものであり、指定管理者制度の導入についても、適正な手続きを経て事業を進めております。

さらに、本年2月の市長選挙においては、新図書館の建設について争点

とされ、推進を訴える中で、ご信任をいただいたことから、市民の皆様の一定のご理解をいただいているものと考えています。

そして、現在も、議会や様々な皆様のご意見をいただき取りまとめた基本設計案について、公表し、パブリックコメントを実施し、幅広く市民の皆様の意見をお聴きしながら、基本設計書を策定しているところであります。

5点目として、『建設費も、当初「30億円」といわれていたのが「約40億円」と膨らんだり』とあります。

しかし、市といたしましては、条例制定請求者代表者証明書交付申請書が提出された6月30日以前に、新図書館の建設費について「30億円」や「約40億円」と発言した記録は残っていません。

新図書館の建設費については、平成27年2月に公表した実施計画において、平成25年に調査した他自治体の図書館の建設単価を参考に34億円と試算していましたが、今回8月17日に公表しパブリックコメントに付した基本設計案において積算を行った結果、約42億円となったものです。

この建設費の増加は、平成25年以降の全国的な建設労務費及び建設資材費の高騰によるものであります。その高騰率は、約1.3～1.4倍であり、単純計算では平成25年以前に34億円で建設できた建物が、44～48億円程度かかるということになります。

しかし、市としましては、建設規模の縮小をはじめ、コスト縮減努力を行った結果、約1.2倍ではありますが、約42億円まで建設費の圧縮を行ったものであります。

建設物価の高騰を理由に建設時期を遅らせるという発想もあると思いますが、残念ながら、全国的な建設物価の高騰は、今後、いつ下がるという保障はなく、さらに上がっていく可能性もあります。

新図書館の建設事業の財源としては、これまで市で積み立ててきた図書館建設基金（約20億円）や国庫補助金（約10億円）の活用を見込んでいますが、今後も建設コストの高止まりや、更なる上昇も予測される中、工夫を重ねて、建設費の増加抑制に努めていきます。

6点目として、『レンタル大手「ツタヤ」を経営する「カルチュア・コン

ビニエンス・クラブ㈱」(CCC)など民間業者と市長のトップダウンですすめられており』とあります。

しかし、新図書館の建設につきましては、設計は「株式会社日建設計 名古屋オフィス」が担当し、「CCC・TRC共同事業体」には、連携民間事業者として、あくまでも設計に対するアドバイスをいただきながら進めているものであります。また合わせて、先に述べましたとおり、様々な意見に耳を傾け進めてきているものでありますことから、民間事業者と私の意のままに進めているものではありません。

7点目として、『「ツタヤ方式の図書館に『どんなメリット・デメリット』があるのか』なども市民には十分に知らされていません。』とあります。

しかし、市がどのような新図書館の建設を目指すのかについては、これまで市議会において繰り返し説明し、また広報やホームページなどを通じて市民の皆様にも発信してきました。

新図書館については、図書館本来の機能を充実させること（開館日数や開館時間の延長、蔵書数・座席数の拡大、ICタグの導入等）により利用者の利便性向上を図るとともに、今まであまり図書館に親しみがなかった人々をも惹きつけ、時代のニーズに合った付加価値の高い図書館、遠くからでも行ってみたいと思われる魅力ある図書館とすることを目指しています。

こうした図書館像を実現するためには、民間活力の導入は非常に有効な手段であり、特に指定管理者制度は、ソフト面とハード面の施設運営全般に対して民間のノウハウを活用でき、更なる利用者サービスにつながることが期待できるというメリットがあると考えています。

具体的には、指定管理者による自主事業（ブック＆カフェ）やライフスタイル分類といった利用者の利便性の向上やヒューマンスケール（居心地の良さ）をベースとした空間デザインなどにより、多くの方に来館いただくことを期待しているところですが、こうした内容も、きちんとホームページに掲載しています。

以上、本請求要旨について7点を指摘いたしましたが、このように、事実と異なる内容を記して署名活動が行われたことに対し、強い疑念を持たざるを得ません。

意見書の最後となりますが、新図書館の建設計画は、老朽化した図書館の問題、長年放置されてきた小牧駅前再開発の問題の、双方の解決を図っていく上で大変重要な計画であります。私たちは、これらの問題について、多様な意見を競わせながら、時間をかけて多角的な視点から議論し、合意形成を図ってまいりました。そして、ようやく、これまでの議論の中で考え得る限り最も良いと思われる案をまとめ、いよいよ実行に移そうという段階までやってきたのです。

そうした中で本条例案が示されたわけですが、仮に、図書館や中心市街地の問題解決に向けた対案が示され、A案かB案かという住民投票を行うのであれば、その意義を理解することができますが、本条例案のように、対案が示されることなく、事業の「白紙」の是非のみを問う住民投票を行おうとするのは、極めて無責任であると考えます。

それは、「白紙」という意味は、図書館や中心市街地の問題解決を放棄し、単に問題を先送りすることに他ならないものだからです。

この議場にいる私たちは、皆、市政の問題を解決する責任があります。全ての市民が市政の様々な問題を熟知し、その都度判断をしていくということは、現実的には不可能であります。そこで、市民から負託を受けた、市民の代表である市長と市議会が、広い視野と高い見地から問題を調査検討し、様々な角度から議論を重ね、総合的に判断、決定し、施策を進めていく。それが現在の地方自治制度の根幹である議会制民主主義の姿であります。

人口減少時代を迎えて、都市間競争が激化していく中で、小牧市の未来のために、魅力あるまちづくりが急務です。私たちは、まだ小牧が活力を維持している今、ここで前に進む決断をしないと、老朽化した図書館、放置されたままの駅前の状況、これらは、10年先、20年先も変わらないということになりかねません。私は、これ以上の問題先送りは絶対にすべきでないと考えます。

こうした中、新図書館建設事業については、今日の地方自治制度の根幹である議会制民主主義に基づき、市民の代表である議会とも十分に議論を尽くして決定したものであります。

以上のことから、私は、小牧市長として、「新図書館建設計画を白紙にすることに関する住民投票条例」は制定すべきではないと、強く訴えるも

のであります。

平成27年9月1日

小牧市長 山下史守朗

参考資料

小牧市条例制定請求書

新図書館建設計画を白紙にすることに関する住民投票条例制定請求の要旨

1、請求の要旨

2009年に「新小牧市立図書館建設基本計画書」が策定され、2010年に駅前の再開発ビル「ラピオ」の空床が問題となり、2011年「新図書館をラピオ内に」と発表。しかし、同年の市長選挙で山下市長は、「図書館の建て替えなどの大型プロジェクトについては、市民の意見をよく聞き、長期的視点に立って、ゼロから再検討します」のマニフェストに基づき、ラピオ案を撤回しました。

2014年4月13日、市公民館で開催された「市民と市長のタウンミーティング～市長と話してみませんか？」で、山下市長は「図書館問題はまだ白紙です」と市民に答えながら、同年4月26日に「A街区に『武雄市モデル』の新図書館建設」と、突然の新聞発表があり、そして、6月議会には、関連議案の超スピード提案・可決と今日に至っています。どこで市民の意見を聞いたのか疑問が一杯です。

図書館をはじめとした文化事業は大切ですが、マンモス化でプレハブもある「小牧南小学校の建て替え」、介護施設の入所待ち・待機者も多く「介護施設の拡充」、新市民病院の建設など緊急な課題が山積しています。財政面も含め、こうした優先度の高い事業からすすめるべきではないでしょうか。

建設費も、当初「30億円」といわれていたのが「約40億円」と膨らんだり、レンタル大手「ツタヤ」を経営する「カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)」(CCC)など民間業者と市長のトップダウンですすめられており、「ツタヤ方式の図書館に『どんなメリット・デメリット』があるのか」なども市民には十分知らされていません。

市民の意見を聞く最良な方法は「住民投票」です。今年制定された小牧市自治基本条例第24条に「市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。」と規定されています。このように、小牧駅西A街区の新図書館建設そのものを問い合わせ直すに十分な状況です。

小牧市議会は、「新図書館建設計画を白紙にしてほしいなど市民に是非を聞え」との市民の声を真摯に受け止め、民意を問うべく住民投票に踏み切って頂くよう求めます。そこで、私たちは、「新図書館建設計画を白紙にすることを問う」ために、標記の条例を制定することを請求します。

2、請求代表者

(住 所)	(職 業)	(氏 名)	(印)	(性別)
[REDACTED]	無職	渡 遷 育 代	[REDACTED]	女
[REDACTED]	無職	郷 治 裕 子	[REDACTED]	女
[REDACTED]	無職	福 本 英 雄	[REDACTED]	男

上記のとおり地方自治法第74条第1項の規定により、別紙条例案を添えて条例の制定を請求します。

平成27年 8月31日

小牧市長 山下史守朗 宛て